

委員会提出議案第 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて（案）

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

提出者 議会運営委員会
委員長 矢 口 龍 人

提 案 理 由

1 つは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法においては、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより可能とされているが、地方議会はデジタル手続法の対象から除かれていたことから、地方自治法の改正を待たなければならなかった。

今般、地方自治法の改正に伴い、手続きのオンライン化が推進されたことで、議長・委員長への通知または議長・委員長からの通知や議事日程の配布等これまで文書で行われていた手続きについて、インターネット等を活用したオンラインによる手続きとすることの根拠付けをするものである。

2 つは、全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくものとなる。常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上、支障となり得る条文を整理するものである。

なお、この条例は、公布の日から施行するものである。

令和 6 年かすみがうら市条例第 一 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 8 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 2 5 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 2 8 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 3 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
(意見を述べようとする者の申出) 第24条 (略)	(意見を述べようとする者の申出) 第24条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人に通知する。 2及び3 (略)	(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人に通知する。 2及び3 (略)
(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(記録)	(記録)

第30条 （略） <u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> <u>3 前2項</u>の記録は、議長が保管する。	第30条 （略） <u>2 前項</u>の記録は、議長が保管する。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>